

【別表】

特定健康診査受診率向上業務プロポーザル評価基準

1 評価項目及び評価内容について

下記の評価項目及び評価内容に基づき採点する。

区分	評価項目		評価の視点	評価 得点
	基本的な 考え方	企業理念	・本事業に対する企業としての取組姿勢が見られ、適切に示されているか	5
	類似業務 の実績	業務遂行に必要な 実績	・直近の2年間に同等または類似事業の実績を上げており、そのノウハウの有効活用が本業務でも見込めるか。	10
実施 体制	実務実施 体制	受託事業の実施体 制の充実度	・本業務の業務執行体制が妥当なものか。 ・業務責任者や担当者の職種、勤務年数、経歴等 ・連携体制が妥当なものか	10
		研修の実績と計画	・従事者の育成のため、効果の見込める取組をしているか。	5
提案 書	対象者の 特性の 把握	対象者の特性の 把握	・国民健康保険の被保険者が対象となるが、他市での過去の 実績も踏まえて具体的にその特性をどの程度理解してい るか。	10
			・市の特性に合わせた企画力があるか。市の方向性に沿って いるか。	10
			・事業に関して豊富な知識や経験があると感じられたか。	10
	文書の作 成と送付	通知文書の作成と 送付	・効果的な工夫が施されているか	10
			・状況に合わせて、内容変更など柔軟に対応できるか。	10
	実施内容	対象者の受診意欲 を高める工夫	・対象者を変化させる工夫が有効かつ妥当なものか	15
	その他特 徴的事項	特徴的事項	・上記以外に、実施目標に資する効果的な提案をしてい るか。	5
合計				100

2 評価の方法について

- (1) 各評価委員は上記の評価項目及び評価内容に基づき、提案者ごとに点数評価を行う。
- (2) 各審査委員の持ち点（100点）を合算した値（満点）の6割を最低基準点とし、各審査委員の評価点を合算した値が最低基準点に満たない提案者は選外とする。
- (3) 各審査委員の評価点を合算した値が最も高い提案者を受託候補者として特定する。
ただし、評価点が同点の場合は見積書の金額が低いものを受託候補者とする。
- (4) 提案者が1者のみの場合で、各審査委員の評価点を合算した値が最低基準点を満たすときは、当該提案者を受託候補者として特定する。